

総務文教常任委員長報告

(R5.9.26)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第1号議案、令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容といたしまして、

総務費では、移住等の経済的な負担を軽減し、本市への移住定住を促進するための、移住・定住促進経費の増額補正、地方財政法の規定に基づき、令和4年度決算剰余金^{じょうよきん}の一部を財政調整基金に積み立てるための、財産管理経費の増額補正、HOKUSA I 志モザイクアート壁画の制作・設置や北斎^{ほくさいざくら}桜の植樹などのための、平和推進事業経費の増額補正、

教育費では、経年劣化が進む七谷川野外活動センター内のフィールドアスレチック設備を改修し、児童青少年の健全育成及び市内外の利用者の誘客につなげるための、社会教育施設管理経費の増額補正、亀岡国際広場球技場テニスコートの全面改修により、安全で安心して競技ができるスポーツ環境を整えるための、体育施設管理運営経費の増額補正であります。

別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第3号議案の移住・定住促進施設設置条例等の一部改正は、土地の貸付けに係る対価について、貸付けの期間が1月に満たない場合等の消費税及び地方消費税の取扱いを明記するため、関係する条例について所要の規定整備を行うものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第45号議案の亀岡市立図書館中央館リニューアル工事（建築）請負契約の締結は、7月26日に入札を執行し、石村・ユニバ特定建設工事共同企業体と、2億3,969万円で仮契約を締結し、この仮契約を本契約とするためのものであります。**

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

○七谷川、アスレチック遊具刷新へ

一般会計補正予算(第4号)可決(全員賛成)

・社会教育施設管理経費 二千二百万円増

七谷川野外活動センター内のアスレチック遊具を刷新する。

【主な質疑】

問 安全対策はどのようなを行うのか。

○市立図書館中央館リニューアルへ

亀岡市立図書館中央館リニューアル工事(建築) 請負契約の締結可決(全員賛成)

市立図書館中央館の全面的なリニューアル工事を施工するための契約を行う。

【主な質疑】

問 リニューアルのコンセプトは。

答 亀岡市民のツリーハウスとして、閲覧席を増やし、ゆったり読書を楽しんでいただ

答 指定管理者により、入念な点検や見回りに努める。

意見 今回更新しない遊具についても市民の声を聞き更新いただきたい。また、社会教育施設にこだわらず、ほかの活用方法がないか検討いただきたい。

けるよう考えている。

問 ICタグ付き書籍導入の考えは。

答 現状は考えていないが、図書館のシステム更新時に検討していきたい。

問 今回の工事に躯体の強化など長寿命化の考えはあるのか。

答 毎年、建築物検査等を実施し、随時必要な修繕を実施する中で、長寿命化を図ることができるよう努めていきたい。